

「歳末たすけあい地域活動助成」実施要綱

(目的)

第1条 「歳末たすけあい運動」の一環として、地域の実情やニーズに則した歳末ならびに年始の時期における地域福祉の諸活動を展開するとともに、地域住民の参加によるささえあい活動の強化を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 この事業の名称は、「歳末たすけあい地域活動助成」事業（以下「事業」という。）と称する。

(実施主体)

第3条 この事業は、栗東市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が主体となり、栗東市共同募金委員会と連携し、各関係機関の協力のもとに実施する。

(実施事業の種類)

第4条 この事業の種類は概ね次のとおりとする。

- (1) 自治会が年末年始の時期に実施する地域福祉事業
- (2) 市内福祉施設、地域振興協議会、小・中学校の特別支援学級等が年末年始の時期に実施する地域福祉事業
- (3) 給食サービスを実施する団体が歳末時期に実施する地域福祉事業
- (4) その他「歳末たすけあい運動」にふさわしい内容であると社協会長が認めた事業

(事業の実施時期)

第5条 この事業の実施時期については、概ね12月1日から翌年1月末日までとする。

(助成金額)

第6条 事業に対する助成金は、歳末たすけあい募金を財源としており、歳末たすけあい募金の範囲内で社協会長が決定する。

(事業実施計画書の提出)

第7条 第4条に定める事業を実施する場合、『「歳末たすけあい地域活動助成」事業実施計画書』（別紙様式第1号）を期日までに社協会長に提出するものとする。

(助成金の交付)

第8条 社協会長は事業実施計画書に基づき、実施団体に助成金を交付するものとする。

(事業実施報告書の提出)

第9条 実施団体は、事業終了後速やかに『「歳末たすけあい地域活動助成」事業実施報告書』（別紙様式第2号）を社協会長に提出するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

この要綱は、平成28年10月1日から一部改正の上、施行する。

【留意事項】（令和3年度）

●申請受付期日

令和3年11月10日（水）まで

●助成金額のめやす

実施団体	上限額
自治会	20,000円
学区地域振興協議会	20,000円
福祉施設	20,000円
特別支援学級	15,000円

*自己資金を総事業費の1/5以上充当してください。

*近年の募金状況により、助成金額を減額することがありますので、予めご了承願います。

●助成対象経費（科目）は事業の実施に必要な次の経費とし、審査委員会での審査を経て交付決定をおこないます。

- (1) 謝金 (2) 旅費交通費 (3) 消耗品費
(4) 材料費 (5) 印刷費 (6) 通信費
(7) 賃借料 (8) その他、栗東市社協会長が必要と認める経費

*食材料費のみの申請は受付できません。

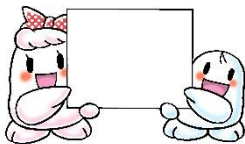
*備品購入の経費については対象外です。事業にかかる経費として活用ください。

●助成金の交付時期

歳末たすけあい運動が12月1日よりスタートしますので、募金が集まり次第、交付手続きをすすめます。交付時期については12月20日頃になる予定です。

●周知

助成金により実施する事業について、参加案内や当日配布される書類などに「この事業は歳末たすけあい募金で実施しています」と記載し、広く周知に努めてください。



●助成対象の取り組み事例

- ◇ 自治会内での世代間交流や住民同士のつながりづくりを目的とした地域福祉事業
例. 地域住民が手作り年賀状やクリスマスカードを作成、送付し交流
地域の慣習などの伝承を目的としたつどい場
地域の広報「歳末特別号」の発行（コロナ禍であるが、地域から寄せられた声や写真などを掲載し、紙面を通じてお互いの元気を確認する）
- ◇ 地域住民と施設利用者とのつながりづくりを目的とした地域福祉事業
例. オンラインでの交流、メッセージカードの交換
- ◇ 地域の高齢者・障がい者等への友愛訪問活動（見守り、安否確認、電話友愛訪問など）
- ◇ 給食サービス（おせち料理の配食など）

事業実施にあたり、コロナウィルス等感染対策に必要な消耗品（非接触式体温計、消毒液等）の購入にも活用いただくことができます。

